

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公開番号】特開2004-283570(P2004-283570A)

【公開日】平成16年10月14日(2004.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2004-040

【出願番号】特願2004-58574(P2004-58574)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/05 (2006.01)

A 6 1 B 5/22 (2006.01)

G 0 6 Q 50/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/021 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/00 1 0 2 C

A 6 1 B 5/00 G

A 6 1 B 5/05 B

A 6 1 B 5/22 B

G 0 6 F 17/60 1 2 6 W

A 6 1 B 5/02 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体データを入力する入力手段と、該生体データを表示する表示手段と、前記生体データに基づいて健康アドバイスを表示するアドバイス表示手段とを備え、

前記アドバイス表示手段は口を動かし、手を振るアニメーションの人間が吹き出しのアドバイスを前記手で指し示すアニメーションで表示することを特徴とする健康管理システム。

【請求項2】

生体データを測定する生体データ測定装置と、該生体データ測定装置から前記生体データを受信するレシーバーとを更に備え、前記入力手段は、前記レシーバーから前記生体データを取り込む請求項1に記載の健康管理システム。

【請求項3】

前記生体データ測定装置は少なくとも体脂肪計、歩数計、または血圧計のいずれか一つを含む請求項2に記載の健康管理システム。

【請求項4】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が体脂肪計の場合、少なくとも体重、体脂率、体脂肪量、基礎代謝量、総消費エネルギー量、または、内臓脂肪レベルのいずれか一つを含む請求項2に記載の健康管理システム。

【請求項5】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が歩数計の場合、少なくとも歩数、距離、消費カロリーまたは脂肪燃焼量のいずれか一つを含む請求項2に記載の健康管理システム

。 【請求項 6】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が血圧計の場合、少なくとも最高血圧、最低血圧または脈拍のいずれか一つを含む請求項 2 に記載の健康管理システム。

【請求項 7】

前記レシーバーは、通常は待機状態にあり、前記生体データ測定装置から前記生体データが送信されると、前記生体データをチェックし、問題がなければ前記生体データを取り込む無線受信部を備える請求項 2 に記載の健康管理システム。

【請求項 8】

前記アドバイスは、ダイエットに関するアドバイスの場合には、少なくとも体型、体重、体脂肪量、または基礎代謝量のいずれか一つに関する注意あるいはコメントを含む請求項 1 に記載の健康管理システム。

【請求項 9】

前記アドバイスは、生活習慣病に関するアドバイスの場合には、少なくとも体型、体重、体脂肪量、または内臓脂肪レベルのいずれか一つに関する注意あるいはコメントを含む請求項 1 に記載の健康管理システム。

【請求項 10】

前記アドバイス表示手段は、前記アドバイスがダイエットに関するアドバイスの場合には、少なくとも体重、体脂肪量、基礎代謝量、または総消費エネルギー量のいずれか一つを含むグラフを表示するグラフ表示手段を備える請求項 1 に記載の健康管理システム。

【請求項 11】

前記アドバイス表示手段は、前記アドバイスが生活習慣病に関するアドバイスの場合には、少なくとも体重、体脂肪量、内臓脂肪レベル、最高血圧または最低血圧のいずれか一つを含む請求項 1 に記載の健康管理システム。

【請求項 12】

生体データを測定する生体データ測定装置と、該生体データを受信するレシーバーと、該レシーバと USB 接続されたパーソナルコンピュータを備え、前記レシーバーは、通常は待機状態にあり、前記生体データ測定装置から前記生体データが送信されると、前記生体データをチェックし、問題がなければ前記生体データを取り込む無線受信部を備えることを特徴とする健康管理システム。

【請求項 13】

前記レシーバーは電波あるいは赤外線により前記生体データを前記生体データ測定装置から受信する請求項 12 に記載の健康管理システム。

【請求項 14】

前記生体データ測定装置は少なくとも体脂肪計、歩数計、または血圧計のいずれか一つを含む請求項 12 に記載の健康管理システム。

【請求項 15】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が体脂肪計の場合、少なくとも体重、体脂肪率、体脂肪量、基礎代謝量、総消費エネルギー量、または、内臓脂肪レベルのいずれか一つを含む請求項 12 に記載の健康管理システム。

【請求項 16】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が歩数計の場合、少なくとも歩数、距離、消費カロリーまたは脂肪燃焼量のいずれか一つを含む請求項 12 に記載の健康管理システム。

【請求項 17】

前記生体データは、前記生体データ測定装置が血圧計の場合、少なくとも最高血圧、最低血圧または脈拍のいずれか一つを含む請求項 12 に記載の健康管理システム。

【請求項 18】

前記生体データ測定装置は、前記生体データ測定装置が体脂肪計あるいは血圧計の場合、測定後、データ送信ボタンが押されると、フレーム同期方式で前記生体データを前記レ

シーバーに送信する請求項12に記載の健康管理システム。

【請求項19】

前記生体データ測定装置は、前記生体データ測定装置が歩数計の場合、永久磁石を備える前記レシーバーにリードスイッチを備える前記歩数計が置かれると、前記リードスイッチがオンし、前記生体データを前記レシーバーに調歩方式で送信する請求項12に記載の健康管理システム。

【請求項20】

生体データを測定する生体データ測定装置であって少なくとも歩数計を含んでなる生体データ測定装置と、該生体データを受信するレシーバーであって少なくとも永久磁石と赤外線受信部と無線受信部とを含んでなるレシーバーと、該レシーバとUSB接続されたパソコンルコンピュータを備え、

前記歩数計が、前記レシーバーに置かれたときに前記永久磁石によってオンとなるリードスイッチを含むとともに、このリードスイッチがオンしたときに生体データを前記レシーバーに赤外線で送信し、

前記無線受信部が、通常は待機状態にあり、前記生体データ測定装置から前記生体データが送信されると、前記生体データをチェックし、問題がなければ前記生体データを取り込むことを特徴とする健康管理システム。